

2020 年度法政大学国際文化学部卒業論文

台湾における LGBT のこれまでの歩みと課題

台湾は LGBT フレンドリーなのか

所属学部 国際文化学部

指導教員 鈴木 靖

学籍番号 17g0603

氏 名 大隈 ゆうか

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 目次..... | 1 |
| 第一章 序論..... | 2 |
| 第二章 戒厳令解除後の活動と運動 | 4 |
| 第三章 同性婚実現までの歩みと法律内容..... | 6 |
| 第一節 同性婚成立までの歩み | 6 |
| 第二節 同性婚の法律内容と法制化後の課題 | 8 |
| 第四章 中国の現状から考えるLGBTフレンドリーな台湾..... | 11 |
| 第一節 LGBTに対する中国社会の現状..... | 11 |
| 第二節 台湾がLGBTフレンドリーである理由と今後の課題..... | 12 |
| 第五章 日本が台湾から学べる事 | 13 |
| 参考文献..... | 14 |

第一章 序論

2019年5月17日台湾で同性婚の権利を保障する特別法が賛成多数で可決され、5月24日アジアで初の同性婚制度が始まった。内政部は2020年5月22日までに同性婚の件数が4021組に上ったことを発表した。性別の内訳は男性カップルが1248組(31%)、女性カップルが2773組(69%)である。¹

1987年に戒厳令が解除された後、政治制度の民主化が進むと女性運動などの様々な運動が起こり、人権意識も高揚した。それに伴い性的マイノリティについての議論が行われるようになった。欧米から台湾に様々な思想や社会運動が入ってくるようになり、性的マイノリティを描写する「同志文学」というジャンルも形成された。最近では台湾で男性同性愛者を描く「BL」や女性同性愛者を描く「百合」などが人気を博し、年々LGBTに対する理解が深まっている。²台湾の行政院性別平等会が行った世論調査によると、同性カップルが異性カップルの結婚と全く同じ権利を取得することに賛成の割合は同性婚法制化前の2018年は37.4%だったが、法制化後の2020年には52.5%と、2年間で15.1ポイント上昇したという。³

同性婚法制化に異を唱える人も少なくない中で法制化実現にはLGBTの当事者、支援する人々の運動、活動が不可欠であった。しかし、運動がここまで大きくなった背景には他に理由があったと考えられる。日本学術振興会特別研究員の福永玄弥は『「LGBT」は、民進党政府にとっては、国際社会にキャッチアップするとともに性的少数者に抑圧的な政策を展開してきたことで知られる中国と差異化できるイシューだった⁴』と述べている。つまり、政治的目的のために「中国との差異化」が必要だと考えた台湾の人々がLGBTの運動に参加しているとの考えである。LGBTが活用される時代が到来したと福永は述べる。

上述から台湾の「LGBTフレンドリー」には当事者らLGBTフレンドリーな社会を切に願う人、政治的目的が真意にある人など複数の顔、目的が存在するのではないだろうか。ここでの懸念点は同性婚実現により、後者の人々の中に自身の任務が終了したという考えを持つ人も少なくないと考えられることである。実際に、米国コネティカット州の「Love

¹ 『恭喜! 同婚將滿週年已 4,021 對新人結婚』(中華民国内政部全球資訊網、https://www.moi.gov.tw/chi/chi_news/news_detail.aspx?src=news&sn=17999&type_code=02、2021年1月5日閲覧)

² 陳來幸・北波道子・岡野翔太編(2016)『交錯する台湾認識:見え隠れする「国家」と「人びと」』(勉誠出版)

³ 前掲註¹

⁴ 福永玄弥(2017)『「LGBTフレンドリーな台湾」の誕生』『世界』岩波書店、第898号、8月、89-95頁

Makes Family」という LGBT 団体は同州で同性婚が合法化された 2009 年に自分たちの目的は果たしたとして同性婚をした者の支援も行わないまま団体を閉鎖している。⁵そうした人々は真に LGBT を理解しているとは言い難い。

本稿ではまず LGBT の当事者らが起こした運動、同性婚法制化までの歩みについて紹介する。そして政治的目的が真意にある人々が同性婚法制化に注力した理由を中国と台湾の現状を比較して考える。最後に、台湾が今後取り組むべき課題について考える。また、日本が今後 LGBT への理解を深め、同性婚法制化を考えていく上で台湾から学べる事、課題について合わせて考えてみたい。

⁵ マサキトセ (2015) 「排除と忘却に支えられたグロテスクな世間体政治としての米国主流「LGBT」運動と同性婚推進運動の欺瞞」『現代思想』青土社、第 43 巻、75-85 頁

第二章 戒厳令解除後の活動と運動

1987年に戒厳令が解除されると人権運動や女性運動などが盛んになった。その中でも父権や夫権が優先された民法の改正と法律策定に大きな役割を果たしたのは女性団体や女性弁護士だった。戒厳令時代から「平等で調和の取れた社会」を目指していた婦女新知基金会は台湾ジェンダーの平等教育の立役者となり、学校教育が女性に対する差別意識を再生産しているとして教科書の改訂や男女平等の理念を掲げた両性平等教育を提言した。また、台湾初のレズビアン団体「我們之間」の結成を後押しした。⁶

その他大きな運動、活動として以下のものが挙げられる。

①同志運動

1996年に当時の台湾市政府が小説『孽子』（台湾の作家・白先勇が同性愛をテーマに現代台湾人の心に精神的孤独を書き出した作品）の舞台となった新公園の改修計画を発表したところ、性的少数者を排除する狙いが隠されているとしてゲイやレズビアンによる激しい抗議活動が展開された。多くの団体や大学のクラブが「同志市民権」を掲げて公園の保存を要求した。

②台湾同志諮詢熱線協会

1998年には性的マイノリティからの電話相談を受け付ける「台湾同志諮詢熱線協会」が活動を開始した。現在では台湾最大の規模となり病院や心理学者と連携しながら対応している。また、同時期に台湾同志人権協会や台北同志權益促進会が正式に登録を経て、当事者団体の組織化、社会的可視化が進展した。

③LGBTパレード

2003年に始まった「台湾同志遊行」（LGBTパレード）は同性婚が合法化された2019年には過去最多の約20万人が国内外から参加した。「アジア最大級のプライド・パレード」⁷と呼ばれている。このパレードには大学、企業、医療関係者、マスコミなどLGBTの「非当事者」も多く参加している。2019年のLGBTパレードでNHKアナウンサー鎌倉千秋の取材に応じた非当事者の医学部生は「カルテへの記入、手術の際の同意書など、同性婚の人たちにどう対応するかは、医療関係者も共に考えるべき課題」と話していた。⁸

⁶ 2016/17年度客員研究員田村慶子・共同研究者疋田京子『KFAW 調査研究報告書アジアにおける性的マイノリティの人権と市民社会—台湾、シンガポール、日本の比較研究を中心に—』公益財団法人、アジア女性交流・研究フォーラム、13頁

⁷ 前掲註²、159頁

⁸ 『台湾の自由・民主は一日にしてならず』（NHKBS1 ワールドウオッチング

台湾では 1949 年から 1987 年まで 38 年に渡って戒厳令と言論統制が引かれた。内乱罪を規定した旧刑法 100 条は台湾における言語統制を象徴する法律であり、この法律により逮捕、投獄、死刑にされた者も少なくない。厳しい戒厳令の時代を乗り越えてきたからこそ台湾の人々、若者は歴史や政治としっかり向き合い声を上げ続けるのだろう。

第三章 同性婚実現までの歩みと法律内容

アジア初の同性婚を実現させた台湾だが、それまでの道のりは平坦ではなく、常に同性婚賛成派と反対派が激しくぶつかりあった。本章では紆余曲折の未実現した同性婚成立までの歩みと戒厳令が解除される前から40年以上一人で活動を続けてきた祁家威氏について紹介する。また、同性婚の法律内容から指摘される課題について考察する。

第一節 同性婚成立までの歩み

台湾では1980年代半ば以降、同性婚の法律承認を求めて、立法院への請願、行政訴訟の提起を始め、様々な活動が続けられてきた。立法院には2006年に同性婚姻法案、2012年、2013年、2016年には民法改正案が提出されているが、反対意見も多く審議で多数派を形成できなかったため廃案になってしまった。しかし、2015年には地方自治体から同性パートナーの戸籍註記制度が始まった。これは日本のパートナーシップ宣誓制度と同様、法的拘束力はないものの、同性カップルを事実上の家族として扱うことを社会に求める作用を発揮した。

2016年に国民党に代わって民進党の蔡英文氏が総統選挙で当選した。これを機に10月には時代力量が政党として、11月には民進党の尤美女委員、国民党の許毓仁委員がそれぞれ議員立法で婚姻平等化のための民法改正案を立法院に提案し、12月26日に司法法制委員会ではこの3案を民法971条（「①異性或いは同性の婚姻当事者に、平等に本法およびその他の法規が定める夫婦、配偶者に関する規定を適用する。②異性或いは同性の配偶者に、平等に本法およびその他の法規が定める父母と子、親族の規定を適用する」）として1つの民法改正案に統合した。明文で婚姻を異性間に限っていた972条には「同性の婚約は双方当事者が自ら執り行わなければならない」との規定を追加した。また、民進党の蔡餘易委員から出された民法第4編親族の第2章婚姻とは別に、「第8章に同性婚姻を追加する」との提案を通過させた。

しかし、行政院法務部の邱太三部長は民法改正ではなく同性伴侶法という特別法で同性カップルの法的家族化を図るべきと主張した。また、同時期立法院周辺ではキリスト教関連団体などが同性婚阻止を主張して運動を展開した。

対立する2者から司法院に対し同性間の婚姻を民法が認めていないことが違憲に当たるといふ点について、憲法解釈の要請がなされた。2017年3月24日異例の口頭弁論を開いた。同性間で婚姻登録を求めていた祁家威氏、台北市政府は違憲を主張、邱太三法務部長は同性婚を認めるかどうかは立法裁量に委ねるとした。これについて司法院大法官会議は2017年5月24日、「司法院大法官第748号解釈」において最終的な憲法解釈を示した。大

法官 15 名のうち評議に加わらなかった黄瑞明大法官を除く 12 名が違憲、2 名が合憲と解釈したことで、民法が同性婚を認めていないことが違憲という結論に至った。以下がその全文である。

「民法第 4 編親族第 2 章婚姻の規定は、性別を同じくする両名については、共同生活を営む目的のために、親密性と排他性ある永続的な結合関係を成立させていない。この限りにおいて、憲法第 22 条が保障する人民の婚姻および第 7 条が保障する人民の平等権の趣旨に反している。関係機関は本解釈交付の日から 2 年以内に、本解釈の趣旨にしたがって関係する法律を改正ないし制定しなければならない。いかなる方式により婚姻の自由に対する平等な保護を達成するかについては、立法機関の裁量に委ねる。期限が過ぎても関係する法律を改正ないし制定しなかった場合には性別を同じくする両名につき上述のような永続的な結合関係を成立させるために上述の婚姻章の規定にしたがって、二人以上の証人が署名した書面を持参することで、戸政機関において婚姻登録をなし得るものとする。」⁹

2 年以内に法改正が行われれば、現行法に基づいて同性間の結婚登録を受理することが命じられていたため、2019 年 5 月 24 日までは同性婚が実現することは確定していた。しかし、同性婚に反対する勢力は中央選挙委員会に国民投票を申請し、多数決によって憲法解釈を覆そうとした。国民投票の結果、同性婚推進派は全ての項目で惨敗したが、国民投票は大法官解釈を超えることができないと判断され、2019 年 5 月 24 日から「司法院积字第 748 号解釈施行法」が施行された。¹⁰

また、今日まで一貫して同性間婚姻登録を求める活動の中心となってきたのが 2017 年 3 月 24 日の口頭弁論で民法が同性婚を認めていないことが違憲であると主張した祁家威氏である。祁家威氏は台湾が戒厳令下だった 1986 年からたった一人で同性間の婚姻を求め続けてきた。1986 年 3 月 7 日、祁氏は「社会の皆さんおよび同性愛者に対する心からの声明と呼びかけ」と題する文書を発表し、社会へ同性愛者への理解を訴えた。当時はまだ戒厳令下にあったため、人権運動をすることは反権力的な意味合いを持ち、祁氏は 162 日間警察に身柄を拘束された。

戒厳令解除後も司法院、立法院、台北市政府、行政法院などに対して繰り返し同性婚を承

⁹ 鈴木賢 (2017) 「アジアで一番乗り、台湾で同性婚実現へー台湾司法院大法官第 748 号解釈を読み解く」『法律時報』日本評論社、第 89 巻 9 号、4-6 頁

¹⁰ 『台湾の同性婚法制化から何を学ぶか 鈴木賢 第 4 回：国民投票での大敗北——アンチ派との最後の攻防』(NPO 法人東京レインボープライド
<https://trponline.trparchives.com/magazine/columnessay/15535/>、2020 年 1 月 5 日閲覧)

認するよう求め続けた。

祁氏は同性間の婚姻を求める運動にとどまらず、自ら様々な活動に取り組んでいた。具体的には同性愛者と衛生署予防グループとの橋渡しを買って出て、エイズ予防の呼び掛けをした。各地の夜市に立っては注目を集めるために変装をしたり、全身にコンドームを張り付けたりするなど奇抜な恰好をして安全な性行為を訴えた。また LGBT の人々のために自身の電話番号をメディアに公開し、24 時間体制で電話相談にもものっていた。

第二節 同性婚の法律内容と法制化後の課題

「司法院积字第 748 号解释施行法」の内容は次のとおりである。

(1) 同性婚姻関係の定義

同性婚姻関係とは、「同性の 2 人が共同生活を営むことを目的として、親密性及び排他性を有する永続的結合関係を成立させること」と定義される（第 2 条）

(2) 同性婚姻関係の成立

同性婚姻関係が認められるのは満 18 歳以上であり、未成年者（20 歳未満）の場合は法定代理人の同意を必要とする（第 3 条）。

同性婚姻関係を成立させることができないのは、直系血族、4 親等以内の傍系血族（養子縁組による 4 親等傍系血族で世代が同じ者は除く。）、5 親等以内の傍系姻族で世代が異なる者、のいずれかに該当する場合である（第 5 条）。また、同じ性別の後見人、被後見人の間では、後見関係の存続中、被後見人の父母の同意がある場合を除き、同性婚姻関係を成立させることができない（第 6 条）。

何人も、民法上の婚姻関係又は同性婚姻関係を同時に 2 以上成立させることはできない（第 7 条）。また、同性婚姻関係を成立させるためには、当事者双方が、2 人以上の証人の署名がなされた書面をもって、戸政機関（戸籍関連業務を行う役所）において婚姻登録を行わなければならない（第 4 条）。

(3) 同性婚姻関係の終了

同性婚姻関係は、当事者双方の合意により終了することができる（20 歳未満の未成年者の場合は、法定代理人の同意も必要）。終了するためには、2 人以上の証人の署名がなされた書面をもって、戸政機関に届け出なければならない（第 16 条）。

重婚、不倫、虐待、重篤など不治の病、3 年以上生死不明、その他同性婚姻

関係を継続するのが困難な重大な理由があるときは、当事者の一方から裁判所で調停又は和解が成立したときは、当該関係は消滅する（第 18 条）。

(4) 同性婚姻関係における権利義務等

同性婚姻関係にある者は、互いに同居義務（第 11 条）及び扶養義務（第 22 条）を負う。当事者双方は、日常の家事において互いに代理人となる（第 13 条）。また、当事者双方の家庭生活の費用は、法律又は契約で別に定めるものを除き、当事者双方が各自の経済力、家事労働又はその他の事情に応じて分担する（第 14 条）。

当事者双方は、互いに法定相続人となり、民法相続編の相続人及び配偶者に関する規定が準用される（第 23 条）。

(5) 養子縁組

同性婚姻関係の当事者の一方が他方の当事者の実子と養子縁組を行う場合、民法の関係規定が準用される（第 20 条）。なお、民法の関係規定が準用されるのは、養子縁組とする子供は当事者いずれかの実子である場合に限定されている。¹¹

法案採択直前になっても、立法院には同性婚法に反対する議員も多く議論は難航した。結果同性婚は成立したが、その際に異性婚とは異質な形を取ったため以下のような課題も残ることとなった。

①台湾人と外国人の同性パートナーとの婚姻への制限

→相手が外国人の場合、相手の国で同性婚が法制化されていない場合同性間で結婚することができない。

②養子縁組に残る制限

→両名が共同で他人の子を養子に迎えたり、どちらか一方の養子を他方が重ねて養子にすることができない。養子を迎えた場合片親であることを余儀なくされる。

③人口生殖法の適用の可否

→人口生殖法が適用になるかどうかの明文規定がない。現在は同性カップルが台湾国内で人口生殖技術を使うことができない。

④同性配偶者間での姻戚関係の有無

→同性の配偶者の場合、他方の血族との間に法的な姻族関係が生じない¹²

¹¹ 岡村志嘉子（2019）「【台湾】同性婚の合法化」『外国の立法』国立国会図書館調査立法考査局、第 280 巻 1 号、20-21 頁

¹² 『台湾の同性婚法制化から何を学ぶか 鈴木賢 第 9 回：台湾の同性婚法に残された課題』（NPO 法人東京レインボープライド <https://trponline.trparchives.com/magazine/columnessay/17313/>、2020 年 1 月 5 日閲覧）

同性婚の実現は台湾の誇るべきことである。しかし、制度が整っていないのであれば意味を成さない。台湾の人々が今一番にすべきはこの同性婚の法制化の際に残された制度内容に声をあげることだ。同性婚実現に漕ぎつけた台湾の圧倒的な団結力を生かせば、この課題も解決し得ない話ではないだろう。

第四章 中国の現状から考えるLGBTフレンドリーな台湾

序章では「LGBTフレンドリー」には様々な顔があると考察した。本章では政治的目的が真意にある人がなぜ同性婚実現にこだわり、活動を続けるのかについて「人権後進国」として知られる中国の現状と台湾を比較しながら考えていく。また、今後の台湾の課題について言及していく。

第一節 LGBTに対する中国社会の現状

中国では1997年まで同性愛は犯罪であり、2001年までは精神障害とみなされていた。現在は法律上同性愛を禁じてはいないが、依然として同性婚は法的にも社会的にも認められていない。2014年に青少年のLGBTをサポートする広州の団体「同城青少年リソースセンター」が大学の教科書を調査したところ2001年以降出版の教科書31冊のうち7冊は同性愛を「まったく病気ではない」と述べていたが、14冊は「病気」「異常」、その他も曖昧な記述をしていた。¹³

同性愛への締め付けが進行し、2016年3月にはテレビ番組、6月にはネット視聴コンテンツで同性愛などの自由な描写表現の禁止、映画にも検閲が広がった。医師ですら同性愛について学ぶ機会が与えられておらず、現在中国の各都市には同性愛を治療して異性愛にすると称する機構や病院が多数存在し、北京だけで17か所あるという。¹⁴

中国の多様性の教育が不十分な環境において「同性愛者は社会的な死」「中国社会に同性愛者の居場所はない」といった表現がいつまでもなくなるのも無理はないだろう。また、2013年5月にLGBT諸団体が発表した「中国セクシュアル・マイノリティ（LGBT）職場環境オンライン調査報告」によると、職場で自分の性的指向あるいは性自認を公開している人は約6%にすぎなかった。¹⁵「自分のキャリアの発展に影響し、昇格の機会を失う」という理由が全体の52%を占めており、民間でもLGBTへの理解が進んでいないことが分かる。

同性愛が「社会的な死」と表現されることに加え、中国には「子孫を残すことが親孝行」という考えが根付いていることを理由に自身が同性愛者であることを隠して異性と結婚するケースが多い。また、親を納得させるためにゲイとレズビアンが形だけ婚姻届けを出して仮面

¹³ 遠山日出也（2015）「近年の中国におけるLGBT運動とフェミニスト行動派」『現代思想』青土社、第43巻16号、168頁

¹⁴ 前掲註¹³、169頁

¹⁵ 前掲註¹³、169頁

夫婦になる「形式結婚」を選ぶ人もいるという。¹⁶

同性愛に厳しい状況ではあるものの、最近では若者を中心に理解が広がっている。例えば、電子商取引大手のアリババが CM で男性が彼氏と思われる男性を連れて里帰りする様子を描いた。中国のゲーム会社が製作した LGBT 向けの恋愛シミュレーションゲーム『サンクタス戦記-GYEE-』は香港、台湾、日本、米国へ配信され話題を呼んでいる。また、中国最大の LGBT 向け社交アプリ Blued を運営する藍城兄弟ホールディングスは 2020 年 7 月 8 日アメリカのナスダックに上場した。Blued は社会問題であったエイズ対策に積極的に協力することで政府の指示を取り付けることに成功したという。¹⁷

世界で同性婚の法制化が進み、それにより中国も少しずつ LGBT への理解が進んでいる。しかし、個人に視点を当てるとカミングアウトできていない人が 90%以上というのが現状だ。これまでの国の抑圧と矯正は当事者を沈黙に追い込み、今でも国民の中には同性愛を「病気」「異常」だと考える人が少なくない。多様性を尊重できない国家は他国から尊重されることは難しいだろう。その事実が国家が気づき、当事者が意見する場を持てた時、LGBT の問題にとどまらず中国経済までも変えていくことができるのではないだろうか。

第二節 台湾が LGBT フレンドリーである理由と今後の課題

第一節では中国が LGBT への理解が徐々に進んでいるものの、依然として抑圧的な政策を展開していることが分かった。中国で LGBT に対する理解が進まない中、人権立国を目指す台湾にとって「LGBT」は中国と差異化できる 이슈であり、その上同性婚実現はアジア初として国際社会へのアピールにもなる。台湾人が同性婚実現を急いだ理由も納得ができる。

「同性婚実現」という目標が達成された今、台湾が次に目指すべきは肩書だけとは言わせない真の LGBT フレンドリーな社会を構築することだと考える。米国コネティカット州の「Love Makes Family」という LGBT 団体は同州で同性婚が合法化された後自分たちの目的は果たしたとして同性婚をした者の支援も行わないまま団体を閉鎖していることを序章で述べたが、この団体の人々はコネティカット州の「同性婚実現」という肩書欲しさに活動していたに違いない。ここで同じ道を辿ってしまうのはあまりにも勿体ない。「同性婚」という制度自体ではなくその内容にこだわりつづけ、歩みを止めないことが重要だと考える。

¹⁶川原田健雄「『親のため』同性愛、苦渋の偽装結婚 偏見強い中国 海外で代理出産も」(西日本新聞国際面、<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/638160/?page=2>、2020 年 1 月 5 日閲覧)

¹⁷ 林毅「ゲイと共産党と中国の未来」(Newsweek、https://www.newsweekjapan.jp/stories/woman/2020/08/post-427_2.php、2020 年 1 月 5 日閲覧)

第五章 日本が台湾から学べる事

日本では同性婚は法制化されていないものの、2003年に性同一性障害特例法が成立、2009年に民主党政権下で海外の同性婚のための独身証明書の発行、2015年に東京都渋谷区、世田谷区からパートナーシップ制度が施行され、現在では60を超える自治体でパートナーシップ制度が施行されている。最近では2020東京五輪の調達コードに「性的指向による差別の禁止」が明記され、自民党の性的指向・性自認に関する特命委員会は2019年6月に性的少数者理解増進法案の要綱を決めている。

しかし、上述のような事実に対し福永は「台湾の事例が私たちに教えてくれるのは、『LGBTフレンドリー』な政治家の登場や制度への包摂を手放しに称揚するという事ではない。」¹⁸と述べている。日本政府のLGBTへの理解を進めるための活動の目的は「オリンピック」、「国際社会に認められるため」になっていると感じる。日本も台湾と同じ課題にぶつかっている。重要なのは制度そのものではなく、その内容だ。LGBTへの理解が日本では徐々に深まり、耳にすることも多くなった。当事者が声をあげ続ければ、共に戦う母数は確実に増やせるはずだ。

¹⁸ 福永玄弥 (2017) 「『LGBTフレンドリーな台湾』の誕生」『世界』岩波書店、第898号、8月、89-95頁

参考文献

論文（著者名五十音順）

- (1) 岡村志嘉子「【台湾】同性婚の合法化」（外国の立法第 280 巻 1 号、2019 年）
- (2) 鈴木賢「アジアで一番乗り、台湾で同性婚実現へー台湾司法院大法官第 748 号解釈を読み解く」（法律時報第 89 巻 9 号、2017 年）
- (3) 田村慶子 共同研究者 疋田京子「KFAW 調査研究報告書アジアにおける性的マイノリティの人権と市民社会ー台湾、シンガポール、日本の比較研究を中心にー」（アジア女性交流・研究フォーラム、2017 年）
- (4) 遠山日出也「近年の中国における LGBT 運動とフェミニスト行動派」（現代思想第 43 巻 16 号、2015 年）
- (5) 福永玄弥「「LGBT フレンドリーな台湾」の誕生」（世界第 898 号、2017 年）
- (6) マサキチトセ『排除と忘却に支えられたグロテスクな世間体政治としての米国主流「LGBT」運動と同性婚推進運動の欺瞞』（現代思想第 43 巻、2015 年）

書籍

- (1) 陳來幸・北波道子・岡野翔太編（2016）『交錯する台湾認識：見え隠れする「国家」と「人びと」』（勉誠出版）

新聞記事（オンラインデータベース）

- (1) 「LGBT、身近にいる意識ー承諾得ず口外せず（Biz ワザ）」（日本経済新聞、2020 年 2 月 25 日、日経テレコン 21、<https://t21.nikkei.co.jp/g3/CMNDF11.do>（2020 年 1 月 5 日閲覧）
- (2) 「LGBT 理解増進法案 自民、秋の国会提出目指す」（日本経済新聞、2019 年 6 月 25 日、日経テレコン 21、<https://t21.nikkei.co.jp/g3/CMNDF11.do>（2020 年 1 月 5 日閲覧）

その他

- (1) 「恭喜！同婚將滿週年已 4,021 對新人結婚」（中華民国内政部全球資訊網、https://www.moi.gov.tw/chi/chi_news/news_detail.aspx?src=news&sn=17999&type_code=02、2021 年 1 月 5 日閲覧）
- (2) 「台湾の自由・民主は一日にしてならず」（NHKBS1 ワールドウオッチング、<https://www.nhk.or.jp/kokusaihoudou/archive/2019/12/1219.html>、2020 年 1 月 5 日閲覧）
- (3) 鈴木賢「台湾の同性婚法制化から何を学ぶか 第 4 回：国民投票での大敗北——アンチ派との最後の攻防」（NPO 法人東京レインボープライド）

- <https://trponline.trparchives.com/magazine/columnessay/15535/>、2020年1月5日閲覧)
- (4) 鈴木賢「台湾の同性婚法制化から何を学ぶか 第9回：台湾の同性婚法に残された課題」(NPO 法人東京レインボープライド、
<https://trponline.trparchives.com/magazine/columnessay/17313/>、2020年1月5日閲覧)
- (5) 川原田健雄「『親のため』同性愛、苦渋の偽装結婚 偏見強い中国 海外で代理出産も」(西日本新聞国際面、<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/638160/?page=2>、2020年1月5日閲覧)
- (6) 林毅「ゲイと共産党と中国の未来」(Newsweek、
https://www.newsweekjapan.jp/stories/woman/2020/08/post-427_2.php、2020年1月5日閲覧)